

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	ねたきり老人等介護者手当の受給資格認定		
根拠法令及び条項	蓮田市ねたきり老人等介護者手当支給条例第4条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓮田市ねたきり老人等介護者手当支給条例第2条 第2条 手当は、市内に住所を有する65歳以上のねたきり老人等の介護者で、次の各号のいずれかの要件を備えている者1人に支給する。 (1) ねたきり老人(疾病等により、常時臥床の状態又はこれに準ずる状態にある者をいう。)と同居し、主として6箇月以上介護していること。 (2) 認知症である老人(老化等により、認知症である状態又はこれに準ずる状態にある者をいう。)と同居し、主として6箇月以上介護していること。 第3条 事業の対象者は、徘徊高齢者等と同居し、在宅で介護している者（以下「家族等」という。）とする。 蓮田市ねたきり老人等介護者手当支給条例施行規則第2条 ※別紙 蓮田市ねたきり老人等介護者手当支給基準 ※別紙		
審査基準設定年月日	平成9年10月1日	審査基準最終変更年月日	平成19年10月4日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間 (30日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)		
標準処理期間設定年月日	平成9年10月1日	標準処理期間最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康福祉部 長寿支援課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

蓮田市ねたきり老人等介護者手当支給条例施行規則（平成元年3月30日 規則第12号）

第2条 条例第2条に規定するねたきり老人等の介護者とは、別表に掲げる老人の状態及び介護の状態に関する事項について市長が別に定める基準に該当する老人を介護している者をいう。

別表(第2条関係)

1 老人の状態

事項
臥床等 記憶障害 失見当

2 介護の状態

事項	
日常生活の状況	食事 入浴 排泄
問題行動	攻撃的行動 自傷行為 火の扱い 徘徊 不穏興奮 不潔行為 失禁

平成19年10月4日市長決裁

蓮田市ねたきり老人等介護者手当支給基準

(趣旨)

第1 この基準は、蓮田市ねたきり老人等介護者手当支給条例施行規則（平成元年蓮田市規則第12号。以下「規則」という。）第2条の規定により、老人の状態及び介護の状態に関する基準を定めるものとする。

(支給の基準)

第2 規則第2条の市長が別に定める基準に該当する老人とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 1 別表第1の臥床の状況の欄に掲げる状況のいずれかに該当し、かつ、同表の日常生活の状況の欄のいずれかに該当すること。
- 2 別表第2の認知症である状態の記憶障害又は失見当のいずれかに該当し、更に同表の問題行動のうち重度の欄に該当する行動が2以上あり、かつ、軽度以上の欄に該当する行動が1以上あること。

附 則

この基準は、平成19年10月4日から実施する。

別表第1

臥床の状況等	日常生活の状況
1 起居動作が困難なため常時臥床している。 2 日光浴等のための離床時間を除いていつも臥床している。 3 精神活動の低下が著しいため、常時生活介助を要する。	1 常時他の介助がなければ食事ができない。 2 横になるか又は物にもたれなければ食事ができない。 3 入浴ができないので常時拭くのみである。 4 常時他の介助がなければ入浴できない。 5 常時おむつ又は便器を使用している。 6 常時他の介助がなければ便所へ行くことができない。

別表第2

認知症である状態

記憶障害	失見当
1 自分の名前がわからない。寸前のことも忘れる。 2 最近のできごとがわからない。 3 物忘れ、置忘れが目立つ。	1 自分の部屋がわからない。 2 ときどき自分の部屋がどこにあるのかわからない。 3 異なった環境におかれると一時的にどこにいるのかわからなくなる。

問題行動

	重度	中度	軽度
1 攻撃的行動	他人に暴力をふるう。	乱暴なふるまいを行う。	攻撃的なことばを吐く。
2 自傷行為	自殺を図る。	自分の身体を傷つける。	自分の衣服を裂く、破く。
3 火の扱い	火を常にもてあそぶ。	火の不始末がときどきある。	火の不始末をすることがある。
4 徘徊	屋外をあてもなく歩きまわる。	家中をあてもなく歩きまわる。	ときどき部屋内でうろうろする。
5 不穏興奮	いつも興奮している。	しばしば興奮し騒ぎ立てる。	ときには興奮し騒ぎ立てる。
6 不潔行為	糞尿をもてあそぶ。	場所をかまわず放尿排便をする。	衣服等を汚す。
7 失禁	常に失禁する。	ときどき失禁する。	誘導すれば自分でトイレに行く。